

としている。計画が公表されて二〇〇年、原発の是非をめぐり、肉親の間ですら対立が続いている状態である。のどかで平和であった村落が未曾有の事態となってしまった。わずか一〇〇戸ばかりの村落において、住民同士の裁判が三件も係争中ののである。

小さな町におよそ四五〇億円もの大金が投下されたといわれる上関町においても、多くの住民は放射能被曝の恐ろしさに日々、不安をいだいている。いつたん事故が生じれば、山口県のみならず、四国・九州にわたる広大な瀬戸内海地域に暮らす人びとの生死にかかる問題である。東海村やチエルノブリのあの大惨事は、一度と繰り返してはならない。ここに縷々述べるまでもなく、東海村の臨界事故で被曝された方々の苦しみは、いったい誰がいかなる方法で何を償うことができるといふのである。苦難の人生は、いったいどうなるのであるか。再び健康な

瀬戸内海に面した山口県上関町。NHKの連続テレビ小説「鳩子の海」の舞台ともなった町である。ここには中國電力による原子力発電所の建設計画があり、住民の反対運動が二〇年続いている。建設予定地の二割は八幡宮の神社地、原子炉の予定地もそのなかである。「原発は人間・自然を破壊する。死

んでも土地は売ることはできない」という宮司の手記――。  
なぜ神社地売却に同意できないか  
すでに電力需要は減少傾向に入り、原発にまさるとも劣らぬ大型発電所の建設計画が次々と中止されている。さ

身体を恢復することはできない。かけがえのない生命が毀損されたのである。

八幡宮の神社地が売却されてしまうと、直ちに調査・着工という段階に立ちたつてしまつたが（編集部注：逆に、売却されない限り建設のめどは立たない）、原発立地のために神社地を売却することはできない。自然環境が著しく破壊され、人類の生存すら危ぶまれる情況のなかにあって、神社界もまた鎮守の森や神社地を護り、公害から地域住民を守ることが、喫緊の課題とされているわけである（〔神社本庁規程類集〕）。

原発は公害の最たるものである。公害の最たるものに神社地を売却することができないのは、当然の論理である。東海村やチエルノブリの大惨事を顧みれば明らかなどく、神社地を売却することは、人道に悖ることであり、人間の基本的生存権を奪いかねない暴挙といえよう。八幡宮を預かり、村落

### 鎮守の森・神社地は誰のものか

鎮守の森や神社地は、現代の法制度の下においてこそ一宗教法人の所有ということになつてゐるが、理念的な観点からみれば、村落共同体に帰属すべきものであり、村の共有地や入会地などともきわめてよく似た所有形態の性格をもつものなのである。

縄文・弥生の生活文化の要素をとどめる八幡宮の歴史を述べる余裕はないが、原発立地の焦点となつてゐる神社地は、そもそも四代地区の先祖の人びとの辛苦によつて、神社永続のための基本財産として確保されたのである。神社地が、地域の人びとによつて八幡山と愛称されてきたゆえんである。そもそも、このような歴史的由来をも

## 人間・自然破壊の原発に神の地は売らず

神社、鎮守の森の永続は村落の永続



山口県上関町・八幡宮宮司  
林 春彦



八幡宮から見た四代地区

つ神社地を現代に生きる者たちの短絡的な経済的利得によって売却できるはずがない。八幡宮の永続は、村落の永続を意味することもある。

神社は、本来、そこに住まう人びとのものである。それゆえ、鎮守の森や神社地は、村の共有地や入会地などと同様にそこに暮らす人びとの手によって維持されてゆくのが理想的な在り方

海があつたからだ』という悲痛な言葉を、私どもは、忘ることはできないであろう。生活の糧をもたらしてくれ蘇つてこない。もし原発が立地されることにでもなれば、縄文時代からつづいてきた四代という村落共同体は、おそらくこの地上から姿を消し去ることになるであろう。

既述したごとく、鎮守の森や神社地は、村の共有地や入会地などともよく似た性格をもつものである。本来、神社はそこに住まう人びとのものであつた。今日まで鎮守の森や神社地が護持されてきたのも、人びとの心にいだかれた自然や神々にたいする素朴な畏敬の観念によつてであつた。しかし、このような畏敬の観念が稀薄となれば、これを維持してゆくのは困難をきわめることになろう。現行の法制度の下では、神社地を維持してゆく管理上の責任の過半は、神職が負わなければならぬのであるが、原発から神社地を護

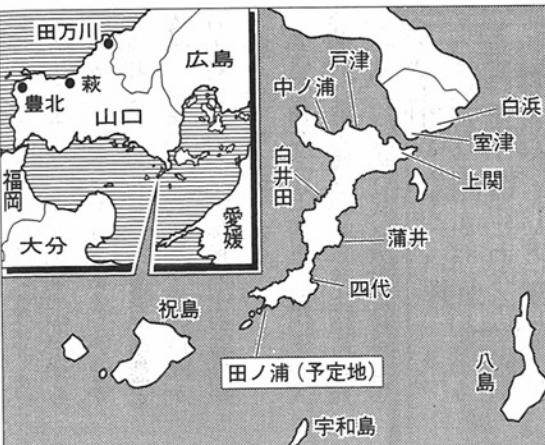
るといふことは、すなわち地域住民の安全を守る意に他ならないのである。

**みだりに処分することを禁じた神社本庁憲章**

風土と歴史によつて形成してきた村落共同体の生活は、法制度によつて守られなくてはならない。宗教法人法以下、現行法制度の下では、神社地の売却は不可能なことになつてゐる。すなわち、同法第十八条の5項には、「その保護管理する財産については、いやしくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならない」とされており、この宗教法人法に大きく規制される神社本庁憲章第十条においても、また、

- ・神社の境内地等の管理は、その尊嚴を保持するため次の各号に定めるところによる。

一 境内地は、常に清浄にして、その森嚴なる風致を保持すること。



八幡宮の神社地の眼下にひろがる入り江一帯は、日本生態学会が調査に入るなど、世界的にも稀有な貝類が発見されている海の宝庫である。海ならばどこにでも魚や貝が棲むなどというものではない。魚介類も人間と同じく生存の諸条件が整わないところには棲息しないのである。古来、神社地は

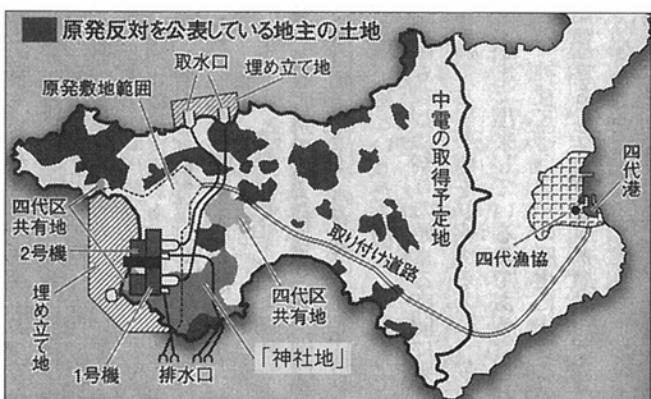
野を共有し、薪炭や牧草を採取していたのである。入会地が活用されなくなつた現在においては、漁場こそ、まさに入会という言葉に相応しいであろう。

八幡宮の神社地の眼下にひろがる入り江一帯は、日本生態学会が調査に入るなど、世界的にも稀有な貝類が発見されている海の宝庫である。海ならばどこにでも魚や貝が棲むなどというものではない。魚介類も人間と同じく生存の諸条件が整わないところには棲息しないのである。古来、神社地は

自然のままにしておくことを慣わしとしてきた。その結果、神社地の森林が魚付林の機能もはたし、有数の漁場となつたわけである。どれほど多くの人の生命を育む糧となってきたか、測り知れないものがあろう。まさに自然の恵みというほかない。

このような地域の人びとの暮らしを支える森や海は、近代の経済的システムでは、計量することのできない無限の価値をもつものといえよう。現在の金融システムがいつまでも機能しつづけるという保障は、どこにもない。信頼性という体系においてのみ機能する貨幣を至上としたシステムの崩壊の時期は意外に早いかもしれない。その時、いつたい人びとの暮らしはどうなるのであるか。

原発に反対して七八歳の生涯を終えられた間登志子さん(『反原発地主の会』副会長)の「戦争で夫を奪われ苦難を強いられたが、あの戦後の困難な時代を生きることができたのも田畠や



# 一般に流通 していない 農業書リスト

2002年版



# 無料進呈

農業書センターでは「一般流通していない農業書リスト」を発行し好評を得ております。2000年版を発行してから二年。この間、新たに二百点近くを追加し約1000点を収録した「2002年版」が完成致しました。

ご希望の方はFAXか郵便でお申し込みください。お申し込  
みには必ず電話番号を書いてください。現代農業郵送購読の方  
は封筒宛名にある10ヶタの読者は番号を書き添えてください。  
番号を書き添えてください。

ある。法律上の最高権限をもつ神社本庁の代表役員が神社地の売却を承認することにでもなれば、それは自らが制定した法規を自分の手で破壊することであり、神社本庁自体の瓦解を意味しよう。瀬戸内海地域に暮らす多くの人がひとを塗炭の苦しみに陥れる、人間の生死にかかる問題を、いつたい誰が責任をとるのであろうか。これが犯罪でないならば、世の中に犯罪というものはない。

当職に課せられた使命はただひとつ。地域住民の安全を守るために、その基盤となる八幡宮の神社地を護持す

ることに懸命の努力を続けてゆく」とのみである。

鎮守の森・神社地は、子々孫々に傳へゆくべきもの

惟の根本形式であるばかりでなく、ひろくアジア的世界に生きてきた人びとの素朴な観念でもあつた。仏教においても、殺生を厳しく戒めている。神社もまた言辞としての戒律こそないが、目的とするところは、まったく同じであるといえよう。生きとし生けるものの尊き生命と豊かな自然にまさるものはない。鎮守の森や神社地なるものは、その根本の理念にかんがみても、現代に生きる者たちのためにのみ存在するのではなく、遠い先祖より受け継ぎ、未来の子々孫々に伝えゆくべきものなのである。

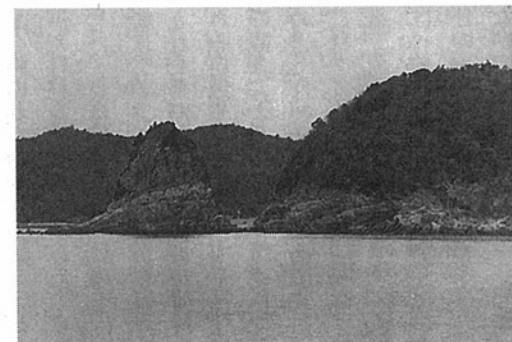
る活動に利用させないことである。つまり、神社の「社有地」は、「みだりに処分しないこと」と厳格に規定されているわけなのである。この宗教法人法や神社本庁憲章の規定が存するかぎり神社地なるものは、眞に地域住民の福利に益さないかぎり、売却できない性格のものと断じてよい。

近時、神社本庁はこれらの宗教法人法や神社本庁憲章の規定を裏付けるも

神社本庁のこの指針は、「事業者」に  
対して貸付けることすら戒めているわ  
けであるから、いわんや売却のことき  
はもはや、絶対に不可能ということにな  
らう。

ことであろう。神社地売却に同意しないために、神社本庁（東京都渋谷区代々木）の代表役員らによって、当職の解任があらゆる手段を用いて画策されているが、副庁長による、このような秋祭りの妨害もその一環である。

容易ならざる事態である。しかし、既述したことく現行法制度の下では、いかなる人物が八幡宮宮司であろうと



海から見た神社地（手前）

のとして、通達（総神発第五二一七号）を発布した。それによれば、境内地はもとより、神社地の貸付けすら慎むべきものとされている。すなわち「通信用鉄塔施設（約三十米～四十米）」の設置にあたり、「各電気通信事業者」に貸付ける場合でも、「境内地以外の神社有地においても神社永続の基根を

弄す者もいるが、この通達によつても  
神社地は売却できないことが愈、明証  
されたわけなのである。以上のとく、  
現行法制度上からみても、およそ八幡  
宮の神社地を原発立地のために売却す  
ることは不可能なことといえよう。  
しかし、事態は緊迫している。一年  
一度の大祭である秋祭りに、副庁長